

日本国憲法

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的
身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されな
い。

第 46 条 参議院議員の任期は、6 年とし、3 年ごとに議員の半数を改選する。